

- エ 日本との文化芸術交流の機会が著しく少ない国・地域との交流を促進する事業
  - オ 活動（内容・成果）を外部に向けて積極的に発信する事業
- (4) 以下のような事業については、相対的に低い評価が与えられます。
- ア 同一年度内に既にJFの助成を受けている申請者の事業
  - イ 事業成果が特定のグループ・個人にのみ還元される事業
  - ウ 観光、研究活動等、文化芸術事業以外の活動を主体とする事業
  - エ 展覧会の実施を主な目的とし、展覧会に合わせて実施される事業（講演、ワークショップ等）
  - オ 姉妹都市間又は学校間交流等、特定の関係者同士の友好親善を主な目的とする事業
  - カ 趣味的サークルや同好会による事業
  - キ 現地主催者の経費負担が著しく少なく、申請者の自己負担の割合が極端に大きい等、予算計画にバランスを欠いた事業
- (5) 外務省から危険情報が発出されている国・地域での事業については、安全管理上の条件を付して採用することがあります。また、採用になった場合でも、事業実施前の渡航国における危険情報次第では、助成が取消となる場合があります。

### 申請締切

【第1回募集】2022年12月2日正午（日本時間）（公募申請サイト）

（2023年4月1日以降に開始（日本を出発）し、2024年3月31日までに完了（日本に帰着）する事業が対象）

【第2回募集】2023年6月2日正午（日本時間）（公募申請サイト）

（2023年10月1日以降に開始（日本を出発）し、2024年3月31日までに完了（日本に帰着）する事業が対象）

※第2回募集の申請受付は2023年4月1日午前10時（日本時間）より開始します。

※第1回募集で不採用となった事業は、第2回募集に再度応募することはできません。

※新型コロナウイルス感染症の流行状況等により第2回募集を中止することがあります。第2回募集へ応募する方は、随時JFウェブサイトをご確認ください。

### 結果通知

【第1回募集】2023年4月～5月

【第2回募集】2023年9月～10月

## 2 舞台芸術国際共同制作

申請書略号: Q-IC  
担当: 文化事業部舞台芸術チーム

日本と外国のアーティストによる舞台芸術作品の共同制作を、JFとの共催事業として実施する団体を公募します。

### 申請資格

次の要件をすべて満たす日本国内の団体。

- (1) 文化芸術分野で活動しており、日本国内に登記がある団体。ただし実行委員会として申請する場合、その中核となる団体が日本国内に登記のある団体であることを条件に、申請要件を満たすこととする。
- (2) 国際共同制作の実施以降も、引き続き海外に向けた作品発表や創作活動のビジョンを持つ団体。
- (3) 国際共同制作の相手方となる外国側の舞台芸術関係者が国際共同制作の実施を承認していること。
- (4) 成果発表を含む配信用映像を制作し、JFがオンライン配信することに同意できる団体。
- (5) 制作過程を記録するための外部専門家（プロセス・オブザーバー）の受け入れを承諾し、制作過程の公開に同意できる団体。

## 対象事業

### (1) 事業内容

演劇、舞踊、音楽、パフォーマンス、伝統・民俗芸能等、すべての舞台芸術作品を対象とします。

※日本の他の政府機関、特殊法人、独立行政法人から助成を受ける事業については、本プログラムの対象外です。

※企画条件の詳細は申請要領をご参照ください。

### (2) 事業期間

2023年4月1日以降に開始し、2023年12月31日までに終了する事業（海外で実施する場合は、日本発着日が事業実施期間内に収まる事業）。

## 経費負担

企画実施にかかる総経費の70%未満、かつ1,000万円（税込）を上限として、別途申請要領に定める経費を、JFが共催分担金として負担します。

## 採用実績（参考）

採用5件／応募10件（令和4年度）

## 選考方針

提出された申請書に基づき以下のような観点から審査を行い、JFの委嘱する審査委員の意見を聴取の上、採否を決定します。

- (1) JFが共催する事業としての必要性（国際交流・相互理解への貢献、外交上の必要性、海外への波及効果等）
- (2) 事業の内容（具体性・実現性、発展性、過去の実績、事業の質・水準等）
- (3) 事業実施体制（準備進捗状況、予算計画や収支計画の妥当性、外国側の舞台芸術関係者の信頼性、事業の効率性・費用対効果等）
- (4) 事業実施地の安全状況

## 申請締切

2022年12月2日正午（日本時間）（公募申請サイト）

## 結果通知

2023年3月頃

## 3 海外展助成

申請書略号:Q-EAS

担当:文化事業部美術チーム

日本の美術や文化を紹介することを目的として、諸外国において展覧会を実施する海外の美術館・博物館等に対し、経費の一部を助成します。また、日本の作家・作品を紹介する海外の国際展に対し、経費の一部を助成します。

## 申請資格

海外の美術館・博物館等の団体。

※複数箇所を巡回する展覧会は、代表する機関がとりまとめて一つの申請としてください。

## 対象事業

2023年4月1日から2024年3月31日までの間に開始される、以下のいずれかの事業。

- (1) 海外の美術館・博物館等が海外において企画・実施する日本の美術や文化に関わる展覧会
- (2) 日本の作家・作品を紹介する海外の国際展（ビエンナーレ等）
- (3) 日本の作家が海外に滞在するアーティスト・イン・レジデンス型事業で、滞在地の市民や美術関係者との交流や、成果発表（展覧会）のコンセプト及び計画が明確な事業